

令和2年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和2年6月26日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室
3. 出席委員 11名

会 長	7番	縣 次 男
副 会 長	1番	坂 本 成 一
委 員	2番	竹 内 正 敏
	3番	高 田 英
	4番	大 野 重 利
	5番	江 藤 国 子
	6番	式 田 信 一
	8番	佐 藤 孝 雄
	9番	佐 藤 一 富
	10番	麻 生 秀 昭
	11番	佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 なし
5. 議事参与が制限された委員数 0名
6. 議事日程
 - (1) 出席確認
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 議 事
 - ① 農地法第5条の規定による許可申請の取下げの報告について
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ④ 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について
 - ⑤ 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について
 - ⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑦ 非農地証明の発行について
 - ⑧ 空き家に付随した農地の指定について
 - ⑨ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑩ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
 - ⑪ 農業委員会の適切な事務実施について
 - ⑫ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）
 - ⑬ その他
 - (4) その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第6回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号6番 式田 信一委員さんをお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第12までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員

異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

■日程 第1 「農地法第5条の規定による許可申請の取下げの報告について」

(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法第5条の規定による許可申請の取下げの報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第5条の規定による許可申請の取下げの報告について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2～6号 5件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案2号からですが、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

それでは、議案番号2号について説明致します。

渡人と受人は、親戚になるらしいです。渡人が生活していたのですが、そこでは生活は不便だという事が出てしまって、宅地とそばの農地を受人が一緒に買い受けようという事で、今回の申請に至ったということです。

宜しく審議をお願いします。

議長

議案2号につきまして、質疑があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

3号説明致します。

渡人は70歳ぐらいなんですけど、体が悪くなってあまり歩けないような状態になって農業を規模縮小しようという事で、受人にお願いして全部買い取ってもらいたいということです。

少し自分の所で食べるだけの農業、一反もないぐらいの田だけ、その分だけは続けて頑張ろうと言っていました。

丁度申請地の地区に基盤整備事業が入るものですから、それと並行して一緒に受人に入ってもらった方が、先々自分も楽になるなということで、売買にするようになりました。

別に問題はないと思います。受人は皆さんご存知かと思いますが、市役所の職員でもありますし地元の農業法人の理事でもあります。農業一生懸命頑張っておりますので、心配ないと思います。

審議をお願いします。

議長

それでは、この議案3号について、質問がある方お願い致します。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この議案3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号6番 式田 信一委員さんから説明の方お願い致します。

6番 式田 信一 委員

議案番号4号の説明を致します。

渡人のご両親が以前ここに居たんですけども、ご両親も県外に行ってしまうと土地が空いていました。たまたま受人が田舎生活をしたいという事で、家と土地を買ったんですけどもそこに空き家の付随農地が付いてたという事であります。

宜しく審議お願いします。

議 長

それでは、この議案4号について、ご質問があればお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この4号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員さんから説明の方お願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

それでは、5号議案の説明を致します。

受人は式田委員さんの同じ地区の方でございますが、私が担当の地区ですので私が説明させていただきます。

申請地は受人の家のすぐ上にありまして、受人が野菜など植えて管理している様な状況です。渡人は大分市におりますので、今回売買という事で話が出たという事でございます。別に問題はないかなと思います。

審議宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案5号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案5号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案6号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんから説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

6号説明します。

この渡人の家はしばらく空き家で農地も荒れていた状況でした。

今回の受人が76歳ということでちょっと高齢なので心配したんですが、先般話を聞いたら受人と甥っ子さんが農業をするということで、渡人の持っていた農機具をすべて買い取って農業するという事なんで、別に問題ないんじゃないかなと思います。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案6号について、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案6号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第7～10号 4件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案7号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明の方お願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

おそらく申請者の家を建てたときの手違いだと思いますが、過去どのような申請だったのかはわかりませんが、申請しないといけない部分ができなかったということのようです。

しょうがないかなと思います。よろしくをお願いします。

議 長

議案7号につきまして、ご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案8号ですが、私(議席番号7番 縣 次男委員)から説明致します。

7番 縣 次男 委員

申請地は西側に大きな木がずらっと立っていて昼間でもあまり日が当たらないような土地です。

申請者のお母さんが学校の先生をしていて私の小学校1・2年の時の受け持ちの担任だったんですけど、場所としては駐車場目的としては問題ないようなところではないかなと思います。

議 長

ご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案9・10号ですが、申請人が同一の案件でございますので、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんより一括して説明をお願い致します。

10番 麻生 秀昭 委員

申請地は庄内町長野という場所なのですが、テレビで見るようなぼつんと一軒家のような場所ところです。

わたしが以前郵便局に勤めていた時に行ったことがあります、どこから行っていかかわからないような場所でした。ぐるっと回り込んでいかないと行きつかないようなところ。以前行った時には家にまだ住んでいたんですが、今回調査に行った時にはもう誰も住んでいなかったです。ほんとは取り残されたようなところになっています。申請者は以前住んでいた方の娘さんと聞いています。

資料で言うと10ページから地図などがありますが、議案9号の方から説明すると図で三角形のような形になっている畑がありますが、その部分に蔵を建ててあるんです。もうかなり前から建っていたような蔵で、許可を取らずに建ててしまったということです。

ここは先ほども言ったように誰も住んでいなくて、近所にも誰も住んでいないという状況です。

それから議案10号の方の山林になっている方は、資料17ページの図がわかりやすいかと思います。先ほどの家と倉庫のところから少し離れた道の下側にある土地です。その土地の周りは全部山になっています。申請地にはヒノキが植えられていて年数がたって大きく成長しています。これを過去にお父さんが植えてしまったということで始末書付きで申請が出ています。

正直ここはもうどうしようもないところですので、そのまま許可した方がいいと考えています。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案9号、10号の案件、質問があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

資料12ページの字図ですが、土地所有者の名前が申請者と違うけど、これはもう変わってるんですね？

事 務 局

変わっています。登記簿の方で変更されているので、確認済みです。
市のGISが反映まで時間がかかるのでまだ反映されてないということです。

3番 高田 英 委員

でも字図は本来市のGISを出す書類じゃなくて申請者が作成しないとけない書類なので、こういったのはできるだけ訂正して出してくださいということです。

事 務 局

今回は申請書類で出てきた字図が手書きで記入されていて、印刷したときにわかりにくくなりそうだったのでこれを載せてる感じなんで…。

3番 高田 英 委員

それと始末書を今までは付けてくれてたけど今回はついてないみたいなんだけど…。

事 務 局

ちょっと今回始末書の資料を準備するのを忘れまして…。

10番 麻生 秀昭 委員

始末書が付いていたのは私が確認済みなので間違いありません。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

ほかに質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について」

(議案第11号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案11号の案件につきまして、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願い致します。

1番 坂本 成一 委員

議案11号を説明します、坂本です。

この案件は議案18号と関連しています。18号の申請地の隣の土地で、18号の申請では宅地に転用するのに石垣を壊して進入路を作るのですが、その残土を一時的に置きたいということで申請が出ています。

特別問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長

議案11号につきまして、ご質問がある方お願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について」
(議案第12～14号 3件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案12号の案件につきまして、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

はい、議案12号についてですが、場所は挾間町の鶴田という所で周りはもう住宅街になっているところです。

そんな地区の入り口ぐらいですので問題ないと思えます。よろしくお願ひします。

議 長

議案12号につきまして、ご質問がある方お願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案13号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員よりお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

はい、議案13号を説明します。

保育園の保育士さんが使う駐車場が足りないということで、駐車場の用地を新たに借り入れしたいということでございます。

よろしく申し上げます。

議 長

議案13号につきまして、ご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案14号ですが、議席番号6番 式田 信一委員よりお願い致します。

6番 式田 信一 委員

議案番号14号ですけど、この案件は昨年申請されて一度承認されたところなんです。

ただ、前の申請の時の受人ができなくなったということで、新しく受人が変わって申請をし直したというようなことです。

よろしく申し上げます。

議 長

議案14号につきまして、ご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第15～20号 6件)

議 長

続きまして、日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案15号の案件につきまして、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

申請地は議案7号の隣のところです。

宅地分譲地ということで、周辺はどんどん宅地化している地域です。まして、所有者が高齢化でもう作れないということですので、よろしく申し上げます。

議長

議案15号につきまして、ご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案16号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

議案16号の申請地も15号と同じ地区です。周辺の状況も同じように宅地化が進んでおり、現地ももう荒れているのではないかと思います。よろしく申し上げます。

議長

議案16号につきまして、ご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案17号も佐藤 一富委員さんから説明をお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

ここも先ほどの議案と同じような状態です。資料49ページの写真を見てもらえばわかると思いますが、すでに農地ではないような状態ですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案17号の案件、質問があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

ここは始末書付きになっているんですけど、すでに写真のような状況になっているんですよね？

要するに大分市の不動産会社さんが受人だと思うんですけど、不動産会社さんがこんな建築資材だとかをここに置かないといけない理由とかあるんですかね？自分の事務所の近くとかに置いたらわかるんですけど、わざわざ挟間に置くというのがちょっとわからないので。

事 務 局

この始末書はですね、現状が既に造成されていて砂利敷きの駐車場のようになっていてということを出てます。

この地権者はかなり前に茨城県の方へ行ってしまっていて全然管理していなかったとのことなんですが、昔に近所の人を使うゲートボール場にするために造成したと聞いています。今はもう撤去されて砂利敷きの空き地のような状況になっているということで、事前造成ということで始末書が付いています。

3番 高田 英 委員

なるほど、じゃあまだ資材とかは置かれてないってということ？

事 務 局

そうですね、資材はまだ置かれていません。

それで、資材置場の利用計画書には、受人の法人は大分市駄原に事業所があってその近辺で現在資材置場を使っていると書かれてあります。

今回の申請地が県道沿いであって、すでに造成されている平場であって、交通の便と造成の手間がかからないことを考えると利便性が高いので利用したいということで申請が出てます。実際寄り付きのよい場所ではありますので、受人が大分市の会社でも理由としては成り立つのかなと。

3番 高田 英 委員

はい、わかりました。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案18号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願い致します。

1 番 坂本 成一 委員

はい、18号を説明します。

受人は今挾間町の方に住んでいるのですが、申請地の隣にお父さんお母さんが住んでいる実家があります。

申請地は親戚の土地で、実家の隣に農家住宅を建てたい、お父さんが農業をしているので地元へ帰って一緒に農業をするということです。

土地の面積は838㎡ありますが、これの3分の1ぐらいは宅地へ上がるための進入路を造らないといけないので、面積はやや広いですけどしょうがないかなと思います。

まあ、農家の跡取りとして頑張っていいたきたいので許可していただきたいと思っています。

議 長

議案18号につきまして、ご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

議 長

続きまして、議案19号ですが、事務局より説明をお願い致します。

事 務 局

議案19号については、先ほど議案1号で報告しました5条の許可取り消し願いが出た案件になっております。

前回の申請から変わっているのは、受人の名義がご主人単独名義から夫婦の共有名義に変更になっていることだけです。

事業の内容については以前審査いただいたものから何も変わっていません。よろしく申し上げます。

議 長

議案19号につきまして、ご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案20号ですが、議席番号6番 式田 信一委員よりお願い致します。

6 番 式田 信一 委員

それでは議案20号を説明します。

受人の法人は見たことある方もいるかと思いますが、店舗の近くでブルーベリーを栽

培しています。そのブルーベリーの直売所を作るということで。所は役場の目の前の交差点を大分寄りに行ってすぐ左へ入る道があるところの三角地でやりたいということで申請が上がっております。

審議をよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案20号の案件、質問があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

ブルーベリーは受人の法人が会社として作っているんですか？

6番 式田 信一 委員

今ね、自分のところでブルーベリーを栽培しているんですよ。それをここに持ってきてそれを販売するらしい。

3番 高田 英 委員

会社で？それとも社長が個人的に作っているもの？

いや、ほんとにちゃんと売るならいいんだけど、受人の会社が不動産屋だから大丈夫かなと思っただけで。

事 務 局

まあ、栽培しているのは間違いなくて、それを会社としてやっているのか社長個人としてやっているのかはちょっとわからないんですけど、受人の法人の定款を見ると業務内容の中に農業と入っているので、会社としてなにかしら農業をやっていると思います。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第7 「非農地証明の発行について」

(議案第21～24号 4件)

議 長

日程第7 非農地証明の発行について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第7 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

では議案21号からですが、ご質問のある方よろしくお願ひします。
質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を發行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の發行を決定致します。

続いて議案22号について、ご質問のある方よろしくお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を發行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の發行を決定致します。

続いて議案23号について、ご質問のある方よろしくお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を發行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の發行を決定致します。

続いて議案24号について、ご質問のある方よろしくお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を發行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の發行を決定致します。

■日程 第8 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案第25～26号 2件)

議 長

日程第8 空き家に付随した農地の指定について、2件あります。事務局より説明をお願ひします。

事 務 局

日程第8 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議 長

では議案25号について、ご質問のある方よろしくお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、空き家に付随する農地に指定してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、空き家の付随農地として決定致します。

続いて議案26号について、ご質問のある方よろしくお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、空き家に付随する農地に指定してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、空き家の付随農地として決定致します。

■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」
(議案第27～31号 5件)

議 長

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

では議案27号からですが、これは継続の案件です。質問があればお願ひ致します。ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案27号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案28号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願ひ致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案28号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案29号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願ひ致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)
それでは、議案29号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案30号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案30号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案31号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案31号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第10「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」

(議案第32号 1件)

議 長

日程 第10 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第10 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）、議案朗読説明。

議 長

それではこの議案32号の案件、質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案32号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第11「農業委員会の適切な事務実施について」

(議案第33号 1件)

議 長

日程 第11 農業委員会の適切な事務実施について 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第11 農業委員会の適切な事務実施について、議案朗読説明。

議長

それではこの議案33号の案件、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案33号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第12「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）」

(議案第34～35号 1件)

議長

日程 第12 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第12 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案朗読説明。

議長

それでは議案34号の案件、質問があればお願いいたします。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案34号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

それでは議案35号の案件、質問があればお願いいたします。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案35号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。